

駒場中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を早期に解消することを目指して行われなければならない。
- いじめの定義変更に伴い、生徒が一定の人間関係の中で精神的苦痛を感じる事案にも適切に対処する。（インターネット等を通じて行われる事案も含む）

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条を受けて）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称：駒場中学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員：教頭，生徒指導主事，養護教諭，学校運営協議会委員，PTA三役
- (3) 会 議：4月（計画会議），2月（反省会議），1・2学期末，その他必要に応じて開催する。
学校運営協議会委員及びPTA三役については，必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は，次のとおりとする。
校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導部，当該学年主任，学級担任，養護教諭，スクールカウンセラー
（場合によって，教科担任や部活動顧問も担当者とする）

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) 駒場地区小・中学校が連携して，教職員が児童生徒を「認め合う 褒め合う 正し合う」そし高め合う！というけじめある指を通して，児童生徒の心を育てる。
- (2) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために，6月，10月にいじめアンケートを実施する。
- (3) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等，状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画，情報分析や対応策策定については，生徒指導部が主体となっていく。心の教室相談員との連携も大切にする。
- (4) いじめは，「どの学校にも，どの学級にも，どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもってスピード感をもって組織的に対処する。

- (5) 生徒観察による情報収集と日常的な情報交流
学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導主事または管理職への報告と相談を行う。また、生徒に関する情報は小さなことでも、日常的な情報交流をすることで全職員が共通理解に立ち、共通の対応を図る。
- (6) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (7) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開
いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (8) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「早期発見・対応」を基本とする。
- (9) ハイパーQ-Uアンケートの組織的活用

5 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。並行して、町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
 - ・事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・対応策の検討
 - ・教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・被害生徒への面談
 - ・加害生徒への指導
 - ・事実を認識していた生徒への指導
 - ・被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・教育相談体制の強化
 - ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) 「認め合う 褒め合う 正し合う」そし高め合う！積極的な指導を励行する。
- (2) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年2回（5、11月）開催する。
- (3) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (4) 指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

7 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。
- (2) 道徳
道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深め、豊かな体験をとおして内面を鍛える。
- (3) 特別活動
学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。

(4) 総合的な学習の時間

特に、キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、将来の目標設定や社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、P D C Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針は保護者・地域に公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明（参観日・P T A総会）いじめ対策委員会①
5月	いじめの学級指導， 生徒指導交流会
6月	いじめアンケートN o 1， 教育相談週間， h - Q Uアンケートの実施（1回目）
7月	いじめ対策委員会②， 学校運営協議会， 「いじめ対応状況」説明（各学年懇談会）
8月	
9月	いじめ防止指導強化月間， h - Q Uアンケートの実施（2回目）
10月	いじめアンケートN o 2， 学校評価（自己評価）
11月	教育相談週間， 生徒指導交流会， 「いじめ対応状況」説明（各学年懇談）
12月	いじめ対策委員会③， 学校評価実施、学校運営協議会， 生徒会主体のいじめ防止活動 「いじめ対応状況」説明（各学年懇談）
1月	
2月	いじめ対策委員会④， 学校運営協議会
3月	

※学級における「適切な人間関係づくり」は年間をとおして実施

平成26年3月 策定
平成31年4月 一部改訂
令和2年4月 一部改訂